

序章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、“こどもファースト”の方針のもと、令和2年3月に、「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「岐阜市子ども・子育て支援プラン」を策定し、子ども・子育てに関する施策の展開を図ってきました。

しかしながら、全国的な状況と同様、少子化の流れを変えるには至っていません。子育てにおいては、支援のさらなる充実に加え、経済的な不安定さ、仕事と家庭の両立の難しさなどから生ずる不安の解消が課題となっています。

また、子どもの置かれている状況についても、貧困や虐待のほか、ヤングケアラーなどの問題、学校等でのいじめや不適切な指導などから子どもの権利を守ることが重要となっています。とりわけ、これから生まれてくる子どもや今を生きる子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、心身ともに健やかに過ごすことのできるまちづくりを進めていくことが、少子化の流れを変えていくきっかけとなります。

こうした状況を踏まえ、国において各種法律・制度の整備が進められる中、令和4年6月に「こども基本法」が制定され、令和5年12月には「こどもまんなか社会」を掲げた「こども大綱」が決定されました。「こども基本法」において、市町村には、「こども大綱」や「都道府県こども計画」を踏まえた計画策定が求められています。

本市においては、これまでに子ども・子育てに関する施策の展開を図ってきた「岐阜市子ども・子育て支援プラン」を引き継ぎつつ、「こども大綱」や「岐阜県こども計画」を踏まえ、本市における子ども・子育てに関する施策を総合的、計画的に推進するため、「岐阜市こども計画」を策定し、“こどもファースト”のまちづくりを一層進めていきます。

図表 1－1 主な法整備等の状況

年 月	動 向
令和 3 月 6 月	・「育児・介護休業法」等の一部改正 →産後パパ育休（出生時育児休業）の創設や育児休業の分割取得など、育児休業を取得しやすい環境整備が図られる。
令和 4 月 6 月	・「児童福祉法」等の一部改正 →市町村における「こども家庭センター」の設置のほか、子育て家庭への支援、児童発達支援等の充実が図られる。 ・「こども基本法」の制定 →市町村において、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされる。
令和 5 年 12 月	・「こども大綱」の決定 →「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策の基本的な方針等が定められる。 ※「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく大綱を包含
令和 6 年 5 月	・「次世代育成支援対策推進法」等の一部改正 →次世代育成支援対策推進法の有効期限が 10 年間（令和 17 年 3 月 31 日まで）延長される。
令和 6 年 6 月	・「子ども・子育て支援法」等の一部改正 →「こども誰でも通園制度」の創設など、子ども・子育て世帯を対象とする支援が拡充される。 →あわせて、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として「ヤングケアラー」が明記される。 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 →法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となり、「子どもの貧困対策」から「こどもの貧困の解消に向けた対策」へと取り組みが強化される。

2 計画の位置づけ

(1) 法制度上の位置づけ

この計画は、以下の法に定める計画として策定します。

- ・「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」
- ・「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- ・「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」

(2) 市政における位置づけ

この計画は、2040年頃を見据えたまちづくりの総合的な方針となる「岐阜市未来のまちづくり構想」と方向性をあわせ、本市の地域福祉計画である「岐阜市地域福祉推進計画」を上位計画として、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、教育振興基本計画、子ども・若者計画、健康増進計画などの関連計画と整合や連携を図りながら、本市が実施する子ども・子育てに関する施策を推進するために策定するものです。

岐阜市未来のまちづくり構想

※2040年頃を見据えたまちづくりの総合的な方針

岐阜市地域福祉推進計画

※福祉分野の総合的な計画

● 岐阜市こども計画

- ・「こども基本法」(市町村こども計画)
- ・「次世代育成支援対策推進法」(市町村行動計画)
- ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(市町村計画)
- ・「子ども・子育て支援法」
(市町村子ども・子育て支援事業計画)



- ・岐阜市未来創生総合戦略
- ・岐阜市教育振興基本計画
- ・岐阜市幼児教育推進プラン
- ・岐阜市子ども・若者生き生きプラン
(子ども・若者計画)
- ・岐阜市男女共同参画基本計画
- ・岐阜市障害者計画
- ・岐阜市障害福祉・障害児福祉計画
- ・重層的支援体制整備事業実施計画
- ・ぎふ市民健康基本計画
(健康増進計画)
- ・岐阜市食育推進計画
- ・岐阜市自殺対策計画

3 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じ、計画の見直しを行います。